

平成 29 年度ものづくり革新推進事業  
「次世代ものづくり技術の研究開発」に係る  
共同研究企業公募要領

応募受付期間 平成 29 年 5 月 22 日～平成 28 年 6 月 5 日

平成 29 年 5 月 22 日  
地方独立行政法人岩手県工業技術センター

## 1 ものづくり革新推進事業の概要

### (1) 事業の目的

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下、「当センター」という。）では、技術革新や情報化社会の進展等により、今後ものづくりのプロセスに大きな変化が生じることが予想される中、この変化に果敢に対応し、三次元積層造形技術や情報通信技術を取り入れながら高付加価値製品の開発、生産性の向上等に取り組もうとする岩手県内のものづくり企業を支援することにより、本県ものづくり産業の競争力強化を図るために、平成 29 年度ものづくり革新推進事業（以下、「本事業」という。）において「次世代ものづくり技術の研究開発」を実施いたします。

本事業により、当センターと県内の次世代ものづくり技術研究開発企業との共同研究を実施し、研究成果の事業化推進、さらには研究成果の公開により、成果の広範囲な展開を期待しているものです。

### (2) 事業の内容

#### ① 次世代ものづくり技術の研究開発企業等の公募による選定

- ・当センターが設定する共同研究テーマについて、研究開発を行おうとする次世代ものづくり技術の研究開発企業等を公募します。
- ・申込みがあった企業等から、当センター研究計画等審査委員会による審査に基づき、共同研究の相手先となる企業等を選定します。

#### ② 共同研究の実施

- ・選定された企業等及び当センターは、当センター共同研究規則に基づき、共同研究契約を締結します。
- ・選定された企業等及び当センターが共同で研究を実施します（当センターが研究経費を支出）。

## 2 共同研究の内容

### (1) 対象事業者（共同研究企業等）

公募に応募できる事業者は、県内に事業所を有し、研究開発を実施する能力を有する株式会社、有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号第 2 条第 1 項）に規定する旧有限会社をいう。以下同じ。）又は営利を目的とする業を営む団体、並びに県内に主たる事務所を有し、研究開発を実施する能力を有する特定の法律によって設立された組合及びその連合会とします。

なお、本条件を満たす複数企業等による連名応募も可とします。

### (2) 公募する共同研究テーマ

- ① 3D デジタル技術を用いた次世代金型等の製造と評価に関する研究
- ② 3D 造形技術による機械構造用部品の高性能化に関する研究
- ③ I o T / M 2 M を用いたものづくりの高度化に関する研究
- ④ 3D 金属粉末積層造形技術を活用した研究

### (3) 研究実施期間

共同研究契約締結の日から平成 30 年 3 月末まで。

### (4) 研究経費

- ① 当センターから研究経費を支出します。
- ② 共同研究企業等の経費負担は原則としてありません。

なお、双方協議の上、共同研究の実施に必要ながあると認められたときは、当センターは共同研究企業等から研究費の提供を受けることができます。

#### (5) 機器の使用

共同研究企業等は研究期間中、研究に必要な設備及び機器を当センターに置くことができます。

#### (6) 成果の報告

当センター及び共同研究企業等は、当該共同研究を終了又は中止したときは、共同研究に関する経過と結果を記載した平成 29 年度ものづくり革新推進事業「次世代ものづくり技術の研究開発」共同研究報告書（様式第 3）を作成することとします。

なお、報告に当該共同研究の成果物（製品等）が伴う場合は、双方協議の上、その取扱いを決定します。

#### (7) 知的財産権の取扱い

共同研究により生じた発明等に係る知的財産権は、当センター及び共同研究企業等の貢献度を踏まえて協議のうえ決定された持分において共有とします。

#### (8) 秘密の保持

当センター及び共同研究企業等は、当該共同研究により知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前承諾なしに、第三者に漏洩してはならないとします。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

なお、必要に応じて別途秘密保持契約を締結することができます。

- ① 既に公知の情報であるもの。
- ② 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- ③ 当センターが相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの。
- ④ 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの。
- ⑤ 他の規則等に別段の定めがあるもの。

#### (9) 成果の公表

当センターは、共同研究の実施期間中に研究内容を第三者に知らせようとするときは、あらかじめ共同研究企業等の同意を得るものとします。

なお、当センターは、共同研究の終了後には共同研究の成果を原則として公表することとしますが、共同研究企業等の同意が得られない場合は、その全部又は一部を公表しないことができます。

### 3 申込み手続き

#### (1) 募集期間

平成 29 年 5 月 22 日（月）～6 月 5 日（月）午後 5 時（必着）

#### (2) 申請書の提出先・お問い合わせ先

地方独立行政法人岩手県工業技術センター企画支援部 担当：齋藤

住所：盛岡市北飯岡二丁目 4 番 25 号

電話：019-635-1115

### (3) 提出書類

以下の①～③の申込書類を、各1部提出してください。

なお、複数企業等が連名応募する場合、申込書及び計画書は1部でかまいませんが、各社分について漏れなく記載すると共に、決算書及び研究員の経歴書は各社分を漏れなく添付して下さい。

- ① 平成 29 年度ものづくり革新推進事業「次世代ものづくり技術の研究開発」共同研究申込書（様式第1）
- ② 決算書（直近2期分、半期決算の場合は4期分）
- ③ 研究に参加する研究員の経歴書

### (4) 審査

当センターの研究計画等審査委員会において、①公募テーマを担当する人材及び従事する時間を確保できるか、②特定の技術力・ノウハウを持つ企業等の育成につながるか、③事業化促進に役立つか、④その企業等にとって具体的、実質的な成果を挙げられるか、その企業等の事業活動にどのように寄与するか、⑤当センターのパートナーとなる知識力、ノウハウを有し、当センターにとっても共同で研究する価値があると認められる企業等か、について審査を行い、共同研究企業等を選定します。

審査結果は、平成 29 年度ものづくり革新推進事業「次世代ものづくり技術の研究開発」共同研究可否通知書（様式第2）により通知すると共に、選定した共同研究企業等については当センターホームページ等で公表します。